大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　大阪府は、急増する外国人旅行者をはじめとする来阪旅行者の多くが往来する観光拠点・主要交通結節点である大阪・梅田駅周辺において、来阪旅行者等の周遊性・利便性向上のため、案内表示（以下「サイン」という。）の統一化を図ることを目的とし、予算の定めるところにより、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

２　補助金の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「協議会」とは、大阪・梅田駅周辺の鉄道事業者、地下街管理者、大阪府、大阪市及び公益財団法人大阪観光局等で構成する「大阪・梅田駅周辺サイン整備検討協議会」のことをいう。

２　この要綱において「標準仕様」とは、サインの統一化を図るため、協議会において合意が得られたサインの表記、表現、内容及び配置等に関する共通ルールのことをいう。

３　この要綱において「整備計画」とは、協議会において策定する本事業の事業期間中における整備箇所、優先度等を記載した工程表及びこれに準ずる資料のことをいう。

（補助対象事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体であって、次条に規定する事業を実施する者とする。

（１）協議会の構成員

（２）その他知事が必要と認めた者

（補助対象事業及び補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第１条の目的を達成するために前条の事業者が実施するサインの改修又は新設（以下「サイン整備」という。）に関する事業とする。

２　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サイン整備に必要な設計・整備費等に係る経費とする。

３　前２項については、都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第２条で定める大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域のうち、別表に定める地域において実施されるもので、かつ、標準仕様及び整備計画に基づくものに限るものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に６分の１を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、規則第４条第１項の申請を行うにあたり、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金交付申請書（様式第１号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支予算書

（３）見積書の写し等

（４）補助対象経費内訳書

（５）その他知事が必要と認める書類

３　補助金の交付を受けようとする者は、第１項の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額した額で申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（申請の取下げ）

第７条　補助金の交付の申請を行った者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に限り、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金交付申請取下書（様式第２号）を知事に提出することにより、当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業内容の変更等）

第８条　規則第６条第１項第１号及び第２号の軽微な変更とは、補助対象経費総額の20％（20％に相当する額が１千万円を超える場合は１千万円）を超えない額の経費配分又は増減の変更をいう。

２　事業者は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定による知事の承認を受けようとするときは、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金変更承認申請書（様式第３号）に、第６条第２項第１号に準ずる「事業計画変更書」を添付して、知事に提出しなければならない。

３　補助対象事業を中止又は廃止しようとする事業者は、規則第６条第１項第３号の規定により、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第９条　事業者は、規則第12条の規定による報告を行うにあたり、補助対象事業完了の日の翌日から起算して30日以内、又は補助金を受けようとする年度の３月末日のいずれか早い日までに、大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金実績報告書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）補助金の交付決定額とその予定金額

（２）事業の実績（補助対象事業の効果が検証できるもの）

（３）事業完了報告書

（４）収支決算書

（５）補助対象経費内訳精算書

（６）経費の支出を確認できる領収書等の写し

（７）事業記録写真

（８）その他知事が必要と認める書類

（検査等）

第10条　知事は、補助対象事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、事業者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類その他の物件等を検査することができる。

（補助金の確定及び交付）

第11条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、事業者に対し、当該補助金を交付するものとする。ただし、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条の規定による補助金の交付を決定した額の一部又は全部を概算払いにより交付することができる。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後、速やかに大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金請求書（様式第６の１号）を知事に提出しなければならない。

３　第１項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする事業者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日以後、速やかに大阪・梅田駅周辺サイン整備事業補助金概算払請求書（様式第６の２号）を知事に提出しなければならない。

４　知事は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の補助金の返還を命ずることができる。

（交付決定の取消しの通知）

第12条　知事は、事業者が規則第15条第１項及び第３項の規定による取消しを決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条　知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の返還を命ずることができる。

（関係書類の管理）

第14条　事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を補助対象事業が完了した日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する会計年度から起算して５年間保存しなければならない。

（取得財産に係る帳簿の作成）

第15条　事業者は、補助対象事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を作成し、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかにしなければならない。

（取得財産の管理）

第16条　事業者は、取得財産について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第17条　規則第19条第５号の規定による知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15条）に定められている期間又はそれに準ずると認められる期間とする。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか、この補助金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は、平成30年６月14日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成31年３月25日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第４条第３項関係）

|  |
| --- |
| 大阪市福島区の区域のうち、福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域に限る。）大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）、茶屋町及び芝田一丁目の区域（市道梅田北野線の東側端線と市道北野方面東西四号線の北側端線との交会点を起点とし、順次同北側端線、市道北野茶屋町線の西側端線、市道工業学校表通線の北側端線、芝田二丁目及び大深町と芝田町一丁目との境界線、角田町と芝田一丁目及び茶屋町との境界線並びに市道梅田北野線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。） 、大深町の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業及び大阪駅大深東地区土地区画整理事業の施行区域（大阪駅大深東地区土地区画整理事業区画道路四号線の区域を除く。）に限る。）、角田町及び曽根崎二丁目の区域（市道梅田北野線、市道梅田善源寺線及び一般国道百七十六号線以西の区域に限る。）並びに梅田一丁目、二丁目（西梅田地区地区計画の区域に限る。）及び三丁目の区域 |